

意見書案第15号

新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の 援用に反対する意見書

平成16年4月25日最高裁判決により、国にはじん肺被害者に対して賠償を行う責任があることは確定している。

道内の炭鉱でじん肺に罹患した被害者は、国に対し、「基金」を創設して裁判手続きを経ることなくじん肺被害者を救済するシステムを作るよう求めた。しかし、国は「提訴しなければ賠償しない」との態度に終始したため、これらじん肺被害者はやむを得ず札幌地方裁判所に提訴した。

ところが国は、その裁判手続きのなかで「消滅時効」を主張してきた。その理由は「平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決があったことは、新聞・テレビなどで報道されていた。それから1年を経過すればじん肺被害者・遺族は『損害及び加害者を知った』と言えるから、3年の消滅時効期間が経過した」というものである。

しかしこの最高裁判決は筑豊じん肺訴訟の国の責任に関するものであり、北海道内の各炭鉱に関する判決ではない。また平成16年4月25日の時点では、国は旧・北海道石炭じん肺訴訟において札幌高等裁判所でその責任を争っている最中であり、この時点で「損害及び加害者を知った」と主張することには根拠がない。

じん肺は人類最古にして最大の職業病であり、現在でもなお毎年1,000名前後の労働者が、新たにじん肺により療養することを余儀なくされている。じん肺を根絶し被害者に適正な賠償を行うことは国の義務である。国が新・北海道石炭じん肺訴訟について「消滅時効」を援用することは社会的正義に照らし許されない。

よって、政府においては、新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」を援用しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣 法務大臣 経済産業大臣